

静情審第25号  
令和3年2月24日

静岡県人事委員会 様

静岡県情報公開審査会  
会長 牧田 晃子

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年7月8日付け人委職第39号の3による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

人事委員会が実施した特定の事業所への労務管理に関する調査についての文書の非開示決定に対する審査請求（諮問第222号）



## 別紙

### 1 審査会の結論

静岡県人事委員会の決定は妥当である。

### 2 審査請求に至る経過

- (1) 令和2年2月10日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県人事委員会（以下「実施機関」という。）に対し、別記1の公文書開示請求を行い、同月13日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。
- (2) 実施機関は、令和2年2月27日、別記2の文書（本件対象公文書）を特定し、当該文書を作成又は取得していないとして、条例第11条第2項に基づく公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和2年5月13日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により実施機関に対し審査請求を行い、同月15日、実施機関は、これを受け付けた。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、本件決定を取り消し、本件対象公文書の全部を開示するよう求めるものであり、審査請求人が審査請求書、意見書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は刑事責任の時効は既に完成していることなどを理由に事業所調査を実施しないと説明しているが、虚偽公文書作成罪などの時効は完成していないため実施機関の主張は誤っている。
- (2) 静岡県警察（以下「県警」という。）に賃金の支払対象外の業務があることについて、労働基準監督署や労働局、人事委員会に確認したところ、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第37条違反との回答を得ている。  
また、時間外労働時間が1か月に100時間を超えないように時間外労働実績報告書を改ざんするなど県警では違法な労務管理が行われている。
- (3) 県警において違法な労務管理が行われていることやこれに関連して公務災害の認定がなされていることについて、これまでに県警や実施機関に情報提供を行ってきたのだから、事業所調査は行われるべきである。

### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 地方公務員には、原則として、労基法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）などの労働基準監督法令が適用されるが、身分の取扱いが民間の労働者と異なるこ

とや、公務の特殊性を考慮して、職員の勤務時間、休暇、休日、安全衛生管理体制等の労働基準を監督する権限が人事委員会に付与されている（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第58条第5項）。

- (2) 実施機関では、静岡県の本庁、各出先機関のうち官公署の事業（労基法別表第1第11号及び第12号の事業を含む。）を行う事業所を対象に、労働基準監督機関としての役割を果たすため、職員の勤務時間等の勤務条件や職場の安全衛生等に関する指導監督、勤務状況調査、安全調査など（以下「事業所調査」という）を実施している（労基法第101条）。

また、事業所調査には前年度の職員の就労実態、安全衛生、職場環境等について定期的に実施する定期調査と労働災害や違反申告等があったときに随時に実施する随時調査がある。

- (3) 本件開示請求の対象となっている公文書は、実施機関が実施する随時調査に係る事業所調査の記録である。

なお、実施機関は、労働者から事業場に労基法に違反する事実がある旨の申告（労基法第104条第1項）を受けた場合であっても、事業所調査の実施が義務付けられていない。

- (4) 実施機関は、本件開示請求の対象となった公文書は、作成も取得もしていないことから保有していないため、全部を開示しないことに決定した。その具体的な理由は次のとおりである。

ア 実施機関は平成28年9月7日以降審査請求人から文書及び電話にて連絡を受けるようになり、警察官であった審査請求人の御子息（以下「特定警察職員」という。）が、生前（○年○月○日死亡）、○○警察署に勤務していた○年○月○日から○年○月○日までの間、同署において幹部から時間外労働時間の過少申告について教育を受けたとされること、また、○○警察署に勤務していた○年○月○日から○年○月○日までの間、同署において賃金の支払対象外の業務を行っていたとされることに関する情報提供を受けた。

イ 実施機関は、次の理由により調査の対象とならないと判断した。

(ア) 仮に労基法違反があったとしても時効（労基法第37条違反の公訴時効は3年）となっていること。

(イ) 調査に必要な労働関係に関する重要な書類の保存期間（完結の日から3年）が過ぎており、廃棄済であること。

(ウ) 特定警察職員が既に死亡しており、本人からの聴取ができないこと。

ウ したがって、実施機関は、○○警察署及び○○警察署に対し、違反申告等に基づく法令違反の確認を目的とした随時調査は実施していない。

- (5) 審査請求人は、平成28年9月7日から平成30年3月5日まで及び平成31年2月15日から現在まで、実施機関に対し、違法な労務管理を行ったとされる○○警察書及び○○警察署に対する事業所調査の実施を求め続けており、本件審査請求では、実

実施機関が事業所調査を行わないのであれば、その理由を問いただしたいとしている。

しかし、実施機関は、これまでも審査請求人から電話や手紙で寄せられた質問に対して真摯に対応してきており、事業所調査を実施しない理由についても何度も繰り返し丁寧に回答を行ってきたと認識している。

なお、地方公務員災害補償法違反や虚偽公文書作成罪のような犯罪に関する事項については、実施機関が有する権限の範囲外であり、また、労基法違反の罪にあっても、実施機関には、民間の事業所を対象とした労働基準監督署とは異なり、犯罪の捜査を行える司法警察職員としての権限（労基法第102条）は与えられていない（地公法第58条第5項）。

## 5 審査会の判断

審査請求人は、平成29年8月以降に時間外労働などに関して〇〇警察署及び〇〇警察署（以下「特定警察署」という。）を対象として、実施機関が実施した事業所調査に関する文書の開示を求めており、これに対して、実施機関は対象となる公文書を保有していないとしていることから、実施機関による本件対象公文書の保有の有無について検討する。

### (1) 本件対象公文書について

ア 特定警察署の職員の勤務条件等に関して事業所調査を行う権限は、実施機関に付与されている（地公法第58条第5項）。

実施機関の弁明書によれば、実施機関が実施する事業所調査には、前年度の職員の就労実態、安全衛生、職場環境等について定期的実施する定期調査と、労働災害や違反申告等があった場合に随時に行う随時調査があるとされており、実施機関が本件対象公文書として特定しているのは、平成29年8月以降の特定警察署に対する随時調査の記録である。

イ アのとおり、実施機関の説明によれば、随時調査は労働災害や違反申告等があった場合に実施するとされている。

労働者からの違反申告については、労基法第104条で規定されているが、労働者から同条に基づく申告を受けた場合であっても、労働基準監督官は申告に対して監督又は調査が義務付けられているわけではないとされている（東京高判昭56年3月26日参照）。

労基法違反の申告があった場合の対応について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、労働者から労基法の違反申告があった場合には、内容や緊急性等に応じて事業所調査の実施等の対応をしており、労働者以外からの労基法違反等の情報提供があった場合については、労基法に規定はないが、労働者から申告があった場合と同様の対応をしているとのことであった。

また、労働災害があった場合についての対応も同様に内容や緊急性等に応じて事業所調査の実施等の対応をしているとのことであった。

(2) 本件対象公文書の保有の有無について

ア 当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、実施機関は平成 29 年 8 月以降に特定警察署に対する随時調査を実施しておらず、対象となる公文書の探索も行ったが、その存在は確認できなかったとのことであった。

また、当審査会事務局職員をして県警に確認したところ、平成 29 年 8 月以降に特定警察署に対する随時調査は受けていないとのことであり、同月以降に特定警察署に対する随時調査が実施されていないことについて随時調査の実施主体である実施機関と調査対象である県警の主張は一致している。

イ (1) イのとおり、労働災害や違反申告等があった場合に実施機関が内容や緊急性等に応じて随時調査の実施の要否について判断することとされている。

この点、審査請求人は実施機関が随時調査の実施の要否を判断する契機となるような特定警察署における違法な労務管理等について実施機関に対し情報提供をしてきたと主張している。

このことについて、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、確かに当該情報提供を受けたものの、随時調査の対象にはならないと判断して実施していないとしており、審査請求人に対しても随時調査を実施しないことについて、これまでも口頭だけではなく書面でも理由を示して説明をしていると主張している。

当審査会において、実施機関が審査請求人に説明したとする書面を実施機関から提示を受けて確認したところ、実施機関の主張のとおり随時調査を実施しない旨の記載が認められた。

ウ したがって、平成 29 年 8 月以降に特定警察署を対象とした随時調査を実施していないため文書を作成も取得もしておらず文書を保有していないとする実施機関の説明について、不自然、不合理な点はなく、この説明について覆すに足る事情も認められないことから、実施機関において本件対象公文書を保有しているとは認められない。

エ なお、審査請求人は、審査請求書、意見書及び口頭意見陳述において、虚偽公文書作成罪などの時効は完成していないため実施機関の時効が完成しているとする主張は誤っていることや県警で違法な労務管理が行われていることから実施機関は事業所調査を実施すべきであるなどの趣旨の主張を行っている。

しかしながら、当審査会は、条例に基づく開示請求に対して行われた非開示決定等について審査請求が行われた場合に、当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁からの諮問を受け、当該非開示決定等の違法不当について調査審議を行い、審査庁に対して意見を述べる機関である。

したがって、審査請求人が主張するような各種時効の成否や県警の労務管理の違法性、実施機関による事業所調査の実施の要否の判断については、当審査会の権限外の事項である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記3のとおりである。

## 別記1 開示請求の内容（本件請求文書）

- 1 警察の担当職員は、公的機関・県警として「県警では、命令がなく働く時間は、ある。賃金の支払いはない」「県警では賃金の支払対象外の業務がある」と発言している。これは、労働基準監督署では、その見解は間違いだとされている。その業務が、警察官としての必要・本来・業務であれば、支払いは必要とされます。県警の見解は、間違いだと思います。
- 2 ○○警察署での時間外労働の過少申告の教育の件は、特定警察職員個人だけの問題ではない。署員に対する○○警察署・県警の警察運営方針が問題だとしているのである。不正問題を個人問題に矮小化して、答えるべき回答をしない事は、不正の上塗りである。
- 3 送られてきた非開示決定通知書を同封し、マーカーで印を付けたが、警察職員である特定の個人を識別することができるものは非開示とされておりましたので、その条件に適合するよう開示請求書を作成した。
- 4 7年間、県警の不正をあれこれ指摘してきたが、県警と実施機関には真摯な態度を期待することはできませんでした。この度の公文書情報開示の請求文書はどうでしょうか。人委職第111号にかなっておりましたでしょうか。  
県警への事業所調査の記録の開示を1から4を根拠理由として請求する。

## 別記2 実施機関が特定した文書（本件対象公文書）

- 文書1 静岡県人事委員会が、平成29年8月以降に静岡県○○警察署に対して実施した労務管理に関する事業所調査の記録（○○警察署において、使用者が署員に対して時間外労働時間の過少申告の教育を行ったとされることに関する調査の件）
- 文書2 静岡県人事委員会が、平成29年8月以降に静岡県○○警察署に対して実施した労務管理に関する事業所調査の記録（○○警察署において、賃金の支払対象外の業務があるとされることに関する調査の件）

別記3 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過	審 査 会
令和2年 7月 8日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
令和2年 7月 27日	審査請求人から意見書を受け付けた。	
令和2年 8月 25日	審議	第340回
令和2年 9月 29日	審議	第341回
令和2年 10月 28日	審査請求人による口頭意見陳述を行った。審議	第342回
令和2年 11月 24日	審議	第343回
令和2年 12月 24日	審議	第344回
令和3年 1月 27日	審議	第345回
令和3年 2月 24日	審議、答申	第346回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
池 田 恵 子	静岡大学教育学部 教授	第340回～第343回、 第345回、第346回
牛之濱 千穂子	静岡済生会総合病院 参事	第340回～第342回、 第344回～第346回
大 原 和 彦	弁護士	第340回～第346回
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第340回～第346回
高 橋 正 人	静岡大学人文社会科学部 准教授	第340回～第346回
牧 田 晃 子	弁護士	第340回～第346回